

○秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金支給要綱

(通 則)

第1条 秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金（以下「支援金」）の支給については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この支援金は、燃料価格の急激な高騰に対し、県内トラック運送事業者が運送料金への価格転嫁などの必要な対策を進めるにあたり、当面の掛かり増し燃料費の一部を緊急的に支援することを目的とする。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、又は貨物軽自動車運送事業を営んでいること。
- (2) 秋田県内に本社をおく法人、もしくは住所地を有する個人事業主であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支給対象者が令和4年7月1日現在で保有する、本県において許可又は届け出された事業用車両（三輪の軽自動車、二輪の自動車及び被牽引車(トレーラー)<sup>(注)</sup>を除く。)に対して、車両の種類及び車両総重量による区分と、令和4年4月から6月までのいずれかひと月の走行距離（実績）に基づき、以下の表で1台ごとに算定し、決定する。

		車両の種類と車両総重量による区分				
		申請 区分	軽貨物車 <b>A</b>	一般貨物車		
				5,000kg未満 (小 型) <b>B</b>	5,000kg以上～ 8,000kg未満 (中 型) <b>C</b>	8,000kg以上 (大 型) <b>D</b>
走行 距離 /月	1.6千km以上 ～5千km未満	<b>1</b>	9,000円/台	9,000円/台	12,000円/台	21,000円/台
	5千km以上 ～9千km未満	<b>2</b>	15,000円/台	18,000円/台	21,000円/台	42,000円/台
	9千km以上	<b>3</b>	24,000円/台	30,000円/台	36,000円/台	72,000円/台

(注) 牽引車（トラクタヘッド）を支援対象とし、車両総重量にかかわらず8,000kg以上（大型）に区分して1台ごとの支援金の額を算定する。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類一式を付して秋田県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

- (1) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し(ただし、公益社団法人秋田県トラック協会の会員及び個人事業主は、添付を省略することができる。)
- (2) 申請する車両の自動車検査証の写し
- (3) 令和4年4月から6月までのうち、いずれかひと月分の申請車両の走行距離が確認できる書類(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条に規定する乗務等の記録、デジタル式運行記録計により出力した走行記録など)。  
ただし、支給対象者が個人事業主の場合は、走行実績確認書(様式第4号)により、本事業の開始から9月までのいずれかひと月の走行距離を記録し、申請するものとする。
- (4) 請求書(様式第2号)
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) 振込先口座が分かる通帳等の写し

(支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、支援金支給決定通知(様式第5号)により通知し、遅滞なく申請者に支援金を支給するものとする。

(不支給決定通知)

第7条 知事は、第5条の申請書の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認められない場合は、支援金不支給決定通知(様式第6号)により通知するものとする。

(返 還)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に対する支援金が支給されているときは、当該支給を受けた支給決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第9条 知事は、支援金の支給が適切に実施されているかどうかを確認するため、支援金を支

給した者に対し、報告の徴収又は立入検査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

秋田県知事 佐竹 敬久 あて

〒 [ ]  
申請者 所在地 [ ]  
(支給対象者)  
名称 [ ]  
代表者の 職・氏名 [ ]  
電話番号 [ ]

## 秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金申請書 (兼 実績報告書)

秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金支給要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請金額 [ ] 円  
申請台数 [ ] 台

[申請車両]

No.	自動車登録番号				車両 総重量		月間 走行距離		申請区分 種別: 距離		支給金の額	事務局 使用欄
	秋田	100	か	1111	中型	7,000 kg	12,500 km	C	3	36,000 円		
1	秋田					kg	km				円	
2	秋田					kg	km				円	
3	秋田					kg	km				円	
4	秋田					kg	km				円	
5	秋田					kg	km				円	
6	秋田					kg	km				円	
7	秋田					kg	km				円	
8	秋田					kg	km				円	
9	秋田					kg	km				円	
10	秋田					kg	km				円	
11	秋田					kg	km				円	
12	秋田					kg	km				円	
13	秋田					kg	km				円	
14	秋田					kg	km				円	
15	秋田					kg	km				円	
16	秋田					kg	km				円	
17	秋田					kg	km				円	
18	秋田					kg	km				円	
19	秋田					kg	km				円	
20	秋田					kg	km				円	
合計 (No. 1~20までの計)												円

いずれかにチェック (☑) してください。

- 申請車両は上欄の記載ですべてです。  
 様式第1号の2により、上記以外の申請車両を報告し、「申請金額」等はその総計を記載します。

申請者（支給対象者）

No.	自動車登録番号			車両 総重量		月間 走行距離	申請区分		支給金の額	事務局 使用欄
							種別	距離		
21	秋田				kg	km			円	
22	秋田				kg	km			円	
23	秋田				kg	km			円	
24	秋田				kg	km			円	
25	秋田				kg	km			円	
26	秋田				kg	km			円	
27	秋田				kg	km			円	
28	秋田				kg	km			円	
29	秋田				kg	km			円	
30	秋田				kg	km			円	
31	秋田				kg	km			円	
32	秋田				kg	km			円	
33	秋田				kg	km			円	
34	秋田				kg	km			円	
35	秋田				kg	km			円	
36	秋田				kg	km			円	
37	秋田				kg	km			円	
38	秋田				kg	km			円	
39	秋田				kg	km			円	
40	秋田				kg	km			円	
41	秋田				kg	km			円	
42	秋田				kg	km			円	
43	秋田				kg	km			円	
44	秋田				kg	km			円	
45	秋田				kg	km			円	
46	秋田				kg	km			円	
47	秋田				kg	km			円	
48	秋田				kg	km			円	
49	秋田				kg	km			円	
50	秋田				kg	km			円	
51	秋田				kg	km			円	
52	秋田				kg	km			円	
53	秋田				kg	km			円	
54	秋田				kg	km			円	
55	秋田				kg	km			円	
56	秋田				kg	km			円	
57	秋田				kg	km			円	
58	秋田				kg	km			円	
59	秋田				kg	km			円	
60	秋田				kg	km			円	
合計 (No. 21~60までの計)									円	

# 請求書

令和4年 月 日

秋田県知事 宛て

〒  
債権者 所在地  
名称  
代表者の  
職・氏名

次のとおり、請求します。

請求金額 円

経費の内訳 秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金

申請書(様式第1号)に記載した車両の、申請区分ごとの台数

種別 A	— 距離 1	台	種別 C	— 距離 1	台
	距離 2	台		距離 2	台
	距離 3	台		距離 3	台
種別 B	— 距離 1	台	種別 D	— 距離 1	台
	距離 2	台		距離 2	台
	距離 3	台		距離 3	台
					総計 0 台

振込先口座

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協	本・支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店
口座種別 ※○で囲む	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号 ※右詰め	
口座名義 (カタカナ)			

※申請者の名称(個人事業主は申請者本人)と口座名義が同一となること。

本件の責任者、担当者及び連絡先(必須)

(住所・所属) (担当 役職・氏名) (電話)	
-------------------------------	--

(様式第3号)

令和4年 月 日

秋田県知事 へ

## 誓約書

秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金（以下、「支援金」という。）に関して、次のとおり誓約します。また、誓約した内容のいずれかに虚偽が判明した場合は、支援金を返還します。

- 秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金の申請要件を満たしています。
- 支援金の給付を受けた後にも事業の継続をする意思があります。
- 秋田県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 県税の全税目に滞納はありません。
- 申請事業者の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していません。

所在地（住所）

〒

事業者名称

代表者職氏名

申請者（支給対象者） \_\_\_\_\_

秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金  
走行実績確認書

秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金支給要綱第5条第3号ただし書きの規定により、次のとおり確認し、提出します。

自動車登録番号	秋田
実績確認月	7月・8月・9月
申請距離	_____ km
主な取引先*	

\*実績確認月において運送を行った相手方を1先記載してください。

申請距離の算出 (B km) - (A km) = km	
A 実績確認月までの車両総走行距離	_____ km (確認日 令和4年 月 日)
確認した走行距離計（オドメーター）の写真を貼付 本欄におさまらない場合は、距離が確認できる限り、 適宜切り取りしたものでも構わない。	
B 実績確認月末の車両総走行距離	_____ km (確認日 令和4年 月 日)
確認した走行距離計（オドメーター）の写真を貼付 本欄におさまらない場合は、距離が確認できる限り、 適宜切り取りしたものでも構わない。	

(様式第5・6号 掲載省略)